

令和元年9月27日

デジタル市場競争本部運営要領

デジタル市場競争本部（以下「本部」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 本部において配布された資料は、原則として、公表する。
2. 本部の議事要旨を公表する。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
3. この運営要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部で決定する。